

一般社団法人岡山県建築士会定款

目 次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 目的及び事業（第4条～第5条）
- 第3章 会員（第6条～第13条）
- 第4章 総会（第14条～第21条）
- 第5章 役員（第22条～第30条）
- 第6章 理事会（第31条～第36条）
- 第7章 財産及び会計（第37条～第40条）
- 第8章 定款の変更及び解散（第41条～第44条）
- 第9章 公告の方法（第45条）
- 第10章 事務局その他（第46条～第49条）
- 附 則

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人岡山県建築士会（以下「本会」という。）
という。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

（支部）

第3条 本会は、理事会の決議を経て、岡山県内の必要な地域に支部を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 本会は、建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）の品位の向上及び業務の進歩改善に資するため、崇高な社会貢献理念のもと、人間性の形成、建築技術に関する研修並びに指導及び連絡に関する事務を会員の協力によって行い、もって建築文化の進展、建築物防災対策等による県民の生命及び財産の保護並びに公共の福祉の増進に寄与し、広く社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 建築士の社会的地位の向上及び業務の進歩改善に係る調査研究に関する事業

(2) 建築士の品位の保持及び技術の向上に関する事業

(3) 建築士制度の普及及び啓発に関する事業

(4) 建築・まちづくり等に関する調査研究及び建築技術者等に対する情報の提供を行う事業

(5) 建築士及び建築技術者等に対して、建築・まちづくり等に関する専門的な知識及び技術の習得の機会を提供する事業

(6) 建築士等が自ら継続的な能力開発等を行う機会を提供する事業及び専攻建築士の認定に関する事業

(7) 建築・まちづくり等に関する人材育成を行う事業

(8) 県民に対して建築に関する相談、助言及び情報提供を行う事業

(9) 災害時の被災建築物等調査に関する事業

(10) 建築士及び建築技術者等と住民が連携して行う地域貢献活動に関する事業

(11) 建築士法に基づく建築士試験及び建築士登録並びに建築士名簿閲覧に関する事業

(12) 建築文化の振興を目的とした岡山県産材の利活用に関する事業

(13) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 本会は、前項の事業の推進に資するため、次の事業を行う。

(1) 会誌及び前項各号に係る印刷物の刊行及び頒布に関する事業

(2) 会員の指導及び連絡に関する事業

(3) 会員の福利厚生に関する事業

(4) 建築関係諸団体との協働及び親善に関する事業

(5) 官公庁及び建築関係諸団体等からの業務の受託に関する事業

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成と種別)

第6条 本会は、第4条に規定する目的に賛同して入会した個人又は法人その他の団体をもって構成し、会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員 岡山県内に住所又は勤務場所を有する建築士
- (2) 準会員 岡山県内に住所又は勤務場所を有し、将来建築士になろうとする者
- (3) 名誉会員 正会員のうち、本会に対して特に功績のあった者で、会長が理事会の承認を得て推薦した者

(4) 賛助会員 本会の目的及び事業を賛助する個人又は団体

2 準会員が、正会員の資格に達したときは、正会員に変更する。

3 第1項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を経なければならぬ。

(会費及び入会金)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用にあてるため、規則で定めるところにより会費を納めなければならない。ただし、名誉会員を除く。

2 正会員及び準会員は、入会時に規則で定める入会金を納めなければならない。

(会員の権利義務)

第9条 会員の権利義務は、次のとおりであつて、その者に帰属する。

(1) 会員は、定款その他の諸規程及び総会において成立した議決事項を遵守するものとする。

(2) 会員は、本会の運営に関して意見を述べることができる。

(3) 正会員は、総会における議決権を持つ。

(4) 会員は、会誌の配付を受ける。

(5) 会員は、本会の刊行図書及び取扱い図書並びに福利厚生等についての特典を受けるほか、第5条に規定する事業に参加することができる。

2 前項第3号及び第4号に規定する権利は、各1個とする。

(任意退会)

第10条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議に

よって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して12箇月以上なされないとき。ただし、特別な事情がある場合を除く。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡したとき又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利義務及び納入金の返還)

第13条 会員が会員資格を喪失したときは会員としての権利を失うが、既に納めた入会金及び会費の返還を求めることができない。

2 会員資格を喪失しても、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬等に関する事項

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 事業の全部又は一部の譲渡

(7) 解散及び残余財産の帰属の決定

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(種類及び開催)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

4 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の1週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会にて定めた順位に従い副会長が総会の議長となる。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の4分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 4 前項の決議において、理事又は監事の候補者数が第22条に定める定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。
- 5 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、前4項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 総会の議事録には、出席した正会員のうちから議長により指名された2人以上の議事録署名人が、議長とともに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第5項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面についても同様とする。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とし、それ以外の理事のうち5名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事（理事会の決議により本会の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事は、総会において別に定める員数の範囲内で、正会員以外の学識経験を有する者から総会で選任することができる。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、本会の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従いその業務の執行に関する職務を代行する。

4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、会務を統括処理し、事務局を統括管理する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第22条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

6 会長が欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。ただし、理事としての権利義務を有している場合に限る。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び外部役員（第23条第2項に規定する役員をいう。）に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第29条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、同法第111条第1項に規定する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長等)

第30条 本会に、任意の役職として名誉会長、特別顧問、顧問及び相談役（以下、本条において「名誉会長等」という。）を置くことができる。

2 名誉会長等は、理事会に諮って会長が委嘱する。

3 特別顧問、顧問及び相談役は、会長の諮問に答え、かつ、各種の会議に随時出席して意見を述べることができる。ただし、決議には加わらない。

4 名誉会長等は、無報酬とする。

5 名誉会長等の任期は、委嘱した会長の任期に従う。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 3 3 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 3 4 条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会にて定めた順位に従い副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第 3 5 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第 2 4 条第 6 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 3 6 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 1 0 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 7 章 財産及び会計

(経費の支弁)

第 3 7 条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入で支弁する。

(事業年度)

第 3 8 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て通常総会で報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 公益目的支出計画実施報告書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号及び第6号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

4 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第43条 本会は、剰余金の配分をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与

するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第45条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局その他

(事務局)

第46条 本会に事務局を置き、職員の任免は理事会の決議を経て会長が行う。
2 事務局の組織、内部監理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委員会)

第47条 本会は、事業の執行上必要に応じて任意の機関として委員会を置くことができる。
2 委員会は、第4条に規定する目的及び第5条に規定する事業の推進を図る目的で設置する常設委員会と、特定の事業の遂行のため期間を限定して設置する特別委員会の2種とする。

(部会)

第48条 本会は、事業の執行上必要に応じて任意の機関として部会を置くことができる。

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。（平成25年4月1日）
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める

特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 第23条の規定にかかわらず、本会の最初の会長は藤井義和、副会長は新谷雅之、藤田佳篤、見手倉幸己、専務理事は中島謹四郎、常務理事は洗井健一、宇川民夫、内田敬三、小郷是正、岸多枝子とする。

【沿革】

設立 昭和27年5月1日 岡山県建築士会
認可 昭和33年3月31日 社団法人岡山県建築士会
改正 昭和33年4月17日
改正 昭和35年6月4日
改正 昭和36年6月12日
改正 昭和37年5月18日
改正 昭和38年6月15日
改正 昭和39年6月6日
改正 昭和40年6月3日
改正 昭和44年6月7日
改正 昭和47年5月29日
改正 昭和49年6月1日
改正 昭和51年5月26日
改正 昭和52年6月16日
改正 昭和53年6月16日
改正 昭和57年5月29日
改正 昭和59年6月8日
改正 平成11年8月5日
改正 平成18年5月30日
改正 平成19年5月22日
改正 平成20年5月27日
改正 平成22年6月24日
全部改正 平成25年3月18日 一般社団法人岡山県建築士会認可